

## 八王子市特別支援教育就学奨励費支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級（以下「特別支援学級（固定学級）」という。）又は学校教育法施行規則第140条に規定する特別支援学級（以下「通級指導学級」という。）への就学が認められている学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の特殊事情を考慮し、保護者の経済的負担を軽減するために八王子市が行う特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給に関し必要な事項を定める。

### (支給の対象者)

第2条 この要綱により奨励費の支給を受けることができる者は、特別支援学級（固定学級）に就学し、または学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当して通常学級に就学し、教育長が別に定める認定基準により準々要保護として認定された児童生徒（以下「準々要保護児童生徒」という。）の保護者及び認定外として認定された児童生徒（以下「認定外児童生徒」という。）の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱により奨励費の支給を受けることができる者は、八王子市就学援助費支給要綱により、要保護として認定された児童生徒（以下「要保護児童生徒」という。）の保護者及び準要保護として認定された児童生徒（以下「準要保護児童生徒」という。）の保護者とする。

3 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この要綱により奨励費の支給を受けることができる者は、特別支援学級（固定学級）又は通級指導学級に在籍する児童生徒の保護者とする。

### (校外活動費)

第3条 市内に住所を有する準々要保護児童生徒の保護者に対し、次の各号に掲げる費用を支給する。ただし、第1号及び第2号についてはそれぞれ2分の1の額とし、端数が出る場合は1円未満切捨てにするものとする。

(1) 修学旅行の参加に要する費用

(2) 校外活動（宿泊を伴うもの）の参加に要する費用

(3) 校外活動（宿泊を伴わないもの）の参加に要する費用で別に定める額

2 市内に住所を有し小学校若しくは中学校の特別支援学級（固定学級）に就学し又は通級指導学級の八王子市立第七中学校相談学級で指導を受けている児童生徒の保護者に対し、校外活動（特別支援学級宿泊生活訓練）の参加に要する費用を支給する。

3 市内に住所を有し八王子市立の小学校若しくは中学校（以下「市立学校」という。）の特別支援学級（固定学級）に就学し又は通級指導学級の情緒障害学級で指導を受けている児童生徒の保護者に対し、その他の特別支援学級活動の参加に要する費用（特別支援学級加算）で別に定める額を支給する。

### (新入学学用品費等)

第4条 市内に住所を有する準々要保護児童生徒の保護者に対し、小学校又は中学校の第1学年（義務教育学校の後期課程の場合は第7学年）に就学した年度に限り、新入学学用品費等を別に定めるところにより支給する。

（学用品費、通学用品費）

第5条 市内に住所を有する準々要保護児童生徒の保護者に対し、次の各号に掲げる費用を別に定めるところにより支給する。ただし、前条に定める費用の支給を受けた者については、その支給を受けた年度に限り、第2号の費用は支給しない。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

（体育実技用具費）

第6条 市内に住所を有する準々要保護児童生徒の保護者に対し、体育の授業に使用する柔道着（上下、帯の一式）又は剣道用具（面、胴、甲手、垂れ、剣道着上下、竹刀及び防具袋の一式）の購入に要する費用を、中学在学期間中1回に限り、別に定める額を限度として支給する。ただし、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意する必要がある場合に限る。

（通学費）

第7条 市立学校の特別支援学級（固定学級）に就学している児童生徒及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当して通常学級に就学している児童生徒の保護者に対し、通学距離が概ね1キロメートル以上で、通学における交通機関の利用に要する費用を支給する。

2 市内に住所を有する準々要保護児童生徒で、区域外就学の承諾に基づいて他区市町村の小学校又は中学校の固定学級に就学している準々要保護児童生徒の保護者に対し、通学距離が概ね1キロメートル以上で、通学における交通機関の利用に要する費用を支給する。

（学校給食費）

第8条 市内に住所を有しかつ公立学校に就学している準々要保護児童生徒の保護者に対し、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「学給法」という。）第11条第2項に規定する費用で、その保護者が負担することとなる費用の2分の1を支給する。ただし、端数が出る場合は1円未満切捨てにするものとする。また、他都区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

2 市外に住所を有しかつ市立学校に就学している準々要保護児童生徒の保護者に対し、学給法第11条第2項に規定する費用で、その保護者が負担することとなる費用の2分の1を支給する。ただし、端数が出る場

合は1円未満切捨てにするものとする。また、他都区市町村において同様の援助を受けられる場合は支給しない。

3 前1項に定める法第11条第2項に規定する費用のほか、教育委員会が別に認めた費用の2分の1についても支給対象とすることができる。

（職場実習交通費）

第9条 八王子市立の中学校の特別支援学級（固定学級）に就学している生徒及び学校教

育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当して通常学級に就学している生徒が中学校の教育課程に従い、学校の管理のもとに学校外の事業所等において職業教育のための職場実習に参加する場合の公共交通機関利用にかかる実費を支給する。

(交流学习交通費)

第 10 条 市立学校の特別支援学級（固定学級）に就学している児童生徒及び学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当して通常学級に就学している児童生徒が学校教育の一環として、特別支援学校又は他の特別支援学級の児童又は生徒と共に集団活動を行う場合に必要な公共交通機関利用にかかる実費を支給する。

(支給対象期間等)

第 11 条 第 3 条から第 8 条までに規定する奨励費の支給対象期間は、要保護、準要保護及び準々要保護に認定された日からその日が属する年度の末日（当該認定が年度途中で取り消された場合はその取消の日の前日）までとし、支給時期は別に定めるものとする。

2 第 9 条及び第 10 条については、市立学校に就学している期間とする。

(支給の方法)

第 12 条 この要綱に基づき支給する奨励費は、保護者が受領の権限を校長に委任しているものを除き保護者に支払う。

(奨励費の返還)

第 13 条 奨励費の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、奨励費の全部又は一部について返還を命ずることができる。

- (1) 不正により奨励費を受給したとき
- (2) 援助の対象者でなくなったとき

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 3 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。